

施設等における児童対象性暴力等の防止等対策 の方向性について

令和8年4月17日 子ども青少年局

目次

- 1 児童対象性暴力等の防止等に関する対策の方向性について
 - (1) 趣旨
 - (2) 児童対象性暴力等の防止等に関するプロジェクトチーム構成員
 - (3) プロジェクトチーム会議開催状況

- 2 児童対象性暴力等の防止等に関する対策の方向性のまとめ方について
 - (1) 内容
 - (2) 対象施設等

- 3 施設等における児童対象性暴力等の防止等対策の方向性(全体像)

- 4 児童対象性暴力等の防止等に関する対策の方向性及び具体的な取組
 - (1) 子ども・保護者
 - (2) 職員
 - (3) 施設

- 関係法律、指針等

1 児童対象性暴力等の防止等に関する対策の方向性について

(1)趣旨

本市で発生した教員等の児童生徒に対する性暴力事件を端緒として、子ども青少年局においても職員を対象とする調査を実施した。その結果、性暴力に該当する事案はなかったが、学校等での再発防止対策の検討が進んでおり、当局でも今後、所管施設等において職員による子どもに対する性暴力を発生させないための対策が必要であることから、こども性暴力防止法の施行を見据え、有識者の意見を伺い、児童対象性暴力等の防止等に関する対策の方向性（以下「対策の方向性」という。）をまとめるもの。

(2)児童対象性暴力等の防止等に関するプロジェクトチーム構成員(五十音順)

氏名	役職等	専門分野
伊藤 加奈子	ココカラウィメンズクリニック 院長	医療
谷口 純世	愛知淑徳大学福祉貢献学部 教授	子ども家庭福祉
谷口 良美	愛知みずほ短期大学現代幼児教育学科 特任教授	保育
所 寿弥	岐阜県弁護士会 弁護士	法務
山脇 望美	人間環境大学心理学部 准教授	犯罪心理

(3)プロジェクトチーム会議開催状況

時期	事項	備考
令和7年12月18日	第1回プロジェクトチーム会議	検討事項整理、意見聴取
令和8年 1月27日	合同会議 <small>(教育委員会PTと子ども青少年局PT)</small>	教育委員会と子ども青少年局が連携し、より効果的な取組となるよう大局的な観点から意見聴取
令和8年 2月 3日	第2回プロジェクトチーム会議	対策の方向性(案)に対する意見聴取
令和8年 3月24日	第3回プロジェクトチーム会議	対策の方向性(案)に対する意見聴取のとりまとめ

2 児童対象性暴力等の防止等に関する対策の方向性のまとめ方について

(1)内容①

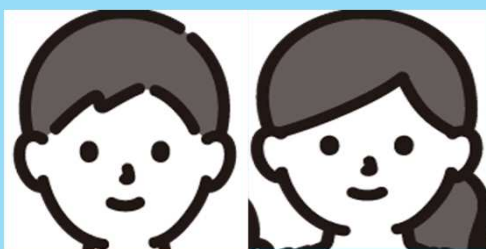
「子ども・保護者」「職員」「施設」ごとに、主に安全確保措置等についての対策の方向性についてとりまとめることとした。

子ども・保護者



- ・教育、啓発
- ・早期発見のための措置
- ・相談体制

職員



- ・研修
- ・服務規律等の整備・周知
- ・職員のケア

施設



- ・環境整備（ハード・ソフト）
- ・調査、保護・支援
- ・特定性犯罪前科の確認
- ・児童対象性暴力等の防止のための措置
- ・特定性犯罪前科等の情報を適正に管理するための措置

2 児童対象性暴力等の防止等に関する対策の方向性のまとめ方について

(1)内容②

以下の方針のもと方向性をとりまとめることとした。

ア なごや子どもの権利条例に規定する「安全に安心して生きる権利」を保障するため、今後、所管施設等において性暴力を発生させないという決意のもと、対策の方向性をまとめる。

イ 対策の方向性は、こども性暴力防止法（以下「法」という。）と整合を図るものとし、法に規定される設置者の義務として果たさなければならない安全確保対策等についてまとめたものとする。また、令和7年6月に本市が公表した「施設入所児童等へのわいせつな行為に対する再発防止検討会 報告書」とも整合を図ることに留意する。

ウ 対策の方向性の対象施設は、本市直営施設、それに準じた位置づけにある指定管理者運営施設及びトワイライトルーム・スクールとし、他の民間事業者が運営する施設等については、本対策の方向性を参考として提供する。

2 児童対象性暴力等の防止等に関する対策の方向性のまとめ方について

(2)対象施設等

<本市直営施設>

施設名	施設種別	か所数
ひばり荘	乳児院・児童養護施設	1
くすのき学園	児童心理治療施設	1
玉野川学園	児童自立支援施設	1
あけぼの学園	福祉型障害児入所施設	1
児童相談所 (一時保護所)	児童相談所	3
地域療育センター	児童発達支援センター	2
公立保育所	保育所	81

<その他>

事業名	事業種別	か所数
トワイライトスクール	放課後子供教室	205
トワイライトルーム	放課後児童健全育成事業 と放課後子供教室の校内 交流型	54

<指定管理運営施設>

施設名	施設種別	か所数
五条荘 にじが丘荘	母子生活支援施設	2
児童館 (とだがわこどもランド含む)	児童厚生施設	17
青少年交流プラザ (分館含む)	—	2

※か所数は令和8年4月1日時点

3 施設等における児童対象性暴力等の防止等対策の方向性(全体像)

対策項目

令和8年度の取組

子ども・保護者に対する取組



1 教育、啓発

・未就学児が利用する施設では、「生命(いのち)の安全教育」の内容や実施方法を具体的に検討。

・その他の施設では、学校における生命(いのち)の安全教育の取組を基本とし、日常生活の中でも、その内容を踏まえた対応を検討。 ・保護者への周知方法について併せて検討。

2 早期発見のための措置

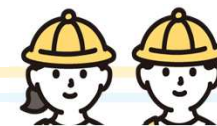
・子どもの声を直接受け止めるための手法について、各施設所管課で検討。

・関係機関と調整の上、事案が発生した場合の報告、対応ルールをまとめたフローチャートを作成し、各施設に整備。

3 相談体制

・相談を受ける担当者を選任又は相談窓口を設置し、子どもにもわかりやすく周知。

・外部相談窓口を周知。



職員に対する取組



4 研修

・管理職向け研修の実施。

・現研修体系に性暴力防止に関する研修をどのように組み入れるか各施設所管課で検討。

・新規採用職員に対する研修方法について人事担当部署と調整。

・ガイドラインを参考に各施設にて、職員同士で児童対象性暴力等及び不適切な行為の範囲について話し合いの上、明確化。

5 服務規律等の整備・周知

・不適切な行為等を明文化し、職員研修等において周知・徹底。

・公用・私用端末等の取り扱いについて周知・徹底。



6 職員のケア

・職員向けメンタルヘルス研修を実施。

・「心とからだの健康相談」や「すこやかダイヤル24」等の健康相談窓口を周知。

・職務状況ヒアリングや本市の「職場風土改革月間」である10月など、機会を捉えて風通しのよい職場づくりを実践。

施設に対する取組



7 環境整備(ハード・ソフト)

・防犯カメラ設置が有効な施設について、設置に向けて具体的に検討。

・施設ごとに死角のチェック、排除を行うとともに日常的に点検を実施。

8 調査・保護・支援

・関係機関と調整の上、事案が発生した場合の報告、対応ルールをまとめたフローチャートを作成し、各施設に整備。

・職員に対して、児童対象性暴力等が内部公益通報制度の対象となることを周知。

・被害児童等の心理的ケアの実施方法について検討。

9 特定性犯罪前科の確認

・国通知に従い、確認のための事前準備の進め、施行後適切に運用。

10 児童対象性暴力等の防止のための措置

・法、ガイドラインを遵守し、適切に対応。

11 特定性犯罪前科等の情報を適正に管理するための措置

・情報管理規程の作成。

・法、ガイドラインを遵守し、適切に管理。



4 児童対象性暴力等の防止等に関する対策の方向性及び具体的な取組

(1)子ども・保護者①



対策項目	対策の方向性	具体的な取組	令和8年度の取組
教育、啓発	○子どもの発達状況に応じた「生命(いのち)の安全教育」を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育等の支援の場を通じて、子どもの発達状況に応じた「生命(いのち)の安全教育」を工夫して行う。 ・ 子どもが「自分自身が大切な存在である」ことを認識できるよう、子どもに保障される権利を伝える取組みを継続的に行う。 ・ 保護者に対して「生命(いのち)の安全教育」の内容等を周知するとともに、保護者の理解がより深まるような機会づくりに努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未就学児が利用する施設では、「生命(いのち)の安全教育」の内容や実施方法を具体的に検討。 ・ その他の施設については、学校における「生命(いのち)の安全教育」の取組を基本とし、日常生活の中でも、その内容を踏まえた対応を検討。 ・ 保護者への周知方法について併せて検討。
早期発見のための措置	○早期発見のため、子どもの日常観察及び定期的な面談・アンケート等を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの声を直接受け止めることができるよう様々な手法を用いた仕組みを整えるとともに、職員は日常的に子どもの声に意識的に耳を傾け、理解しようとする姿勢をもち、子どもの表情やサインなど様々な変化を見逃すことなく、早期把握に努める。 ・ 事案を把握した場合の報告、対応ルール(対応者、対応事項、対応手順等)をまとめたフローチャートを各施設に整備する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの声を直接受け止めるための手法について、各施設所管課で検討。 ・ 関係機関と調整の上、フローチャートを作成し、各施設に整備。

4 児童対象性暴力等の防止等に関する対策の方向性及び具体的な取組

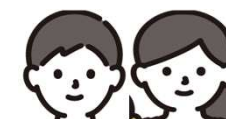


(1)子ども・保護者②

対策項目	対策の方向性	具体的な取組	令和8年度の取組
相談体制	○子どもから相談を受ける担当者を選任又は相談窓口を設置	<ul style="list-style-type: none"> 施設ごとに子どもから相談を受ける担当者を選任又は相談窓口を設置し、子どもにもわかりやすく周知する。 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを含む外部相談窓口を複数周知し、相談しやすい仕組みを整える。 	<ul style="list-style-type: none"> 相談を受ける担当者を選任又は相談窓口を設置し、子どもにもわかりやすく周知。 外部相談窓口の周知。

4 児童対象性暴力等の防止等に関する対策の方向性及び具体的な取組

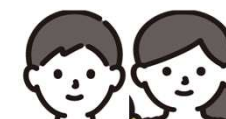
(2)職員①



対策項目	対策の方向性	具体的な取組	令和8年度の取組
研修	○ガイドラインに準拠した研修を対象業務に従事する職員に実施	<ul style="list-style-type: none"> 研修内容は、座学と演習を組み合わせた研修とし、実践につながるよう職場内での共有を図る。 国が作成した研修動画を活用し、該当する職員等に対し、研修を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 管理職向け研修の実施。 現研修体系に性暴力防止に関する研修をどのように組み入れるか各施設所管課で検討。 新規採用職員(会計年度任用職員等を含む。)に対する研修方法について人事担当部署と調整。 <p>○R8拡充 職員等研修の充実</p>
サービス規律等の整備・周知	<p>○禁止行為の範囲を明確化</p> <p>○職員研修や児童、保護者への教育・啓発の取組を通じて周知</p>	<ul style="list-style-type: none"> ガイドラインを参考に、児童対象性暴力等及び不適切な行為の範囲を施設ごとに明確にする。 禁止行為をサービス規律等に規定し、職員研修等で周知を行うことで職員の共通認識を図る。 利用する子どもやその保護者に対しても機会を捉え、周知する。 	<ul style="list-style-type: none"> ガイドラインを参考に各施設にて、職員同士で児童対象性暴力等及び不適切な行為の範囲について話し合いの上、明確化。 ※各施設所管課で施設間の整合を図る。 不適切な行為等を明文化し、職員研修等において周知・徹底。 ※各施設所管課で施設間の整合を図る。 公用・私用端末等の取り扱いについて周知・徹底。

4 児童対象性暴力等の防止等に関する対策の方向性及び具体的な取組

(2)職員②



対策項目	対策の方向性	具体的な取組	令和8年度の取組
職員のケア	○職員に対するメンタルヘルスカケア等の支援を受ける機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> 職員に対するメンタルヘルスカケア等の支援を受ける機会を提供する。 職員の相談窓口等の周知を行う。 普段からハラスメントに気をつけ、風通しのよい職場を心掛けるとともに、職員が一人で職務上の困難感を抱え込まないよう対処する。 	<ul style="list-style-type: none"> 職員向けメンタルヘルス研修を実施。 「心とからだの健康相談」や「すこやかダイヤル24」等の健康相談窓口を周知。 職務状況ヒアリングや本市の「職場風土改革月間」である10月など、機会を捉えて風通しのよい職場づくりを実践。 <p>○R8拡充 心理療法員の配置 ○R8新規 外部スーパーバイザーの配置 ○R8新規 職員ピアサポートの実施</p>

4 児童対象性暴力等の防止等に関する対策の方向性及び具体的な取組



(3)施設①

対策項目	対策の方向性	具体的な取組	令和8年度の取組
環境整備 (ハード・ソフト)	○未然防止、早期発見のため、複数の目が行き届くような環境整備	<ul style="list-style-type: none"> 防犯カメラを設置するためのプライバシーへの配慮、子どもの人権尊重について検討し、管理方法等の課題を整理する。 施設ごとにハード、ソフト両面からの死角のチェック、排除を行うとともに日常的に点検を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 防犯カメラ設置が有効な施設について、設置に向けて具体的に検討。 施設ごとに死角のチェック、排除を行うとともに日常的に点検を実施。 <p>○R8拡充 夜間職員体制の充実 ○R8拡充 防犯カメラの増設</p>
調査・保護・支援	○事案発生時に適切に対応	<ul style="list-style-type: none"> 児童対象性暴力等が行われた疑いがあると認めるときは、事実の有無及び内容について関係機関等との適切な連携の下で調査を行う。 事案を把握した場合の報告、対応ルール(対応者、対応事項、対応手順等)をまとめたフローチャートを各施設に整備する。※重複掲載 被害児童の心理的ケアを含め、事案が発生した施設等への心理的ケアの実施も検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関と調整の上、フローチャートを作成し、各施設に整備。※重複掲載 職員に対して、児童対象性暴力等が内部公益通報制度の対象となることを周知。 被害児童等の心理的ケアの実施方法について検討。 <p>○R8拡充 心理療法員の配置</p>
特定性犯罪前科の確認	○特定性犯罪前科の確認	<ul style="list-style-type: none"> 対象となる職員等については、法令に則り、特定性犯罪事実該当者の確認を適切に行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 国通知に従い、確認のための事前準備を進め、施行後適切に運用。



4 児童対象性暴力等の防止等に関する対策の方向性及び具体的な取組

(3)施設②

対策項目	対策の方向性	具体的な取組	令和8年度の取組
児童対象性暴力等の防止のための措置	○児童対象性暴力等の防止措置	<ul style="list-style-type: none"> 児童対象性暴力等のおそれがあると認めるときは、その者を業務に従事させないなど必要な措置を講じる。 事実認定にあたっては、児童等及び加害が疑われる対象業務従事者の人権や特性に配慮しつつ公正・中立に行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 法、ガイドラインを遵守し、適切に対応。
特定性犯罪前科等の情報を適正に管理するための措置	○犯罪事実確認記録等の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪事実確認記録等の取り扱いについて、法令に則り、適正に管理する。 	<ul style="list-style-type: none"> 情報管理規程の作成。 法、ガイドラインを遵守し、適切に管理。

関連法律、指針等

- 学校設置者等及び民間教育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号） ※略して「こども性暴力防止法」
- 学校設置者等及び民間教育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和7年政令第440号）
- 学校設置者等及び民間教育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則（令和7年内閣府令第104号）

- こども性暴力防止法ガイドライン（令和8年1月 こども家庭庁） ※略して「ガイドライン」

- 教育・保育等を提供する事業者による児童対象性暴力等の防止等の取組を横断的に促進するための指針（令和7年4月こども家庭庁）
※略して「横断指針」

- 保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針について（令和5年3月27日厚生労働省子ども家庭局長通知）

- 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）